



山形県公報

平成16年7月16日(金)
第1559号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                  |                   |     |
|----------------------------------|-------------------|-----|
| 基本測量の実施の通知.....                  | (農村計画課) ...       | 851 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... | (置賜総合支庁福祉課) ...   | 同   |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....              | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 852 |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....              | ( 同 ) ...         | 同   |
| 土地改良区連合の役員の退任の届出.....            | ( 同 ) ...         | 853 |
| 道路の区域の変更.....                    | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 同   |

### 公 告

|                                       |             |     |
|---------------------------------------|-------------|-----|
| 社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況.....            | (管財課) ...   | 854 |
| 平成16年度2等陸土、2等海土及び空土として採用する自衛官の募集..... | (市町村課) ...  | 同   |
| 平成16年度介護支援専門員実務研修受講試験の公告.....         | (長寿社会課) ... | 855 |

## 告 示

### 山形県告示第755号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成16年7月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 基本測量を実施する地域  
山形市
- 基本測量を実施する期間  
平成16年8月5日から平成17年2月27日まで
- 作業の種類  
基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

### 山形県告示第756号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年7月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                                  |       | 変更年月日      |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------|-------|------------|
|                                         | 変 更 前                                        | 変 更 後 |            |
| 医療法人社団聡明会<br>西置賜郡白鷹町大字十王字塩田<br>5059番地13 | みゆき指定居宅介護支援事業所<br>西置賜郡白鷹町大字十王字<br>塩田5059番地13 |       | 平成16. 7. 1 |
|                                         | 西置賜郡白鷹町大字十王<br>塩田5087番地 1                    |       |            |

## 山形県告示第757号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、日向川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年7月16日

山形県知事 高橋 和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所              |
|----------|--------|-----------------|
| 理事       | 池田 勝良  | 酒田市大字城輪字成田38    |
| 同        | 池田 長一  | 同 大字穂積字上市神82    |
| 同        | 菅原 幸雄  | 同 大字上野曾根字下北割109 |
| 同        | 土門 康輝  | 同 大字新青渡字村立20    |
| 同        | 佐藤 三幸  | 同 大字手蔵田字小堤81    |
| 同        | 小野 祐一  | 飽海郡八幡町市条字水上18   |
| 同        | 佐藤 義夫  | 同 観音寺字町21       |
| 同        | 伊藤 敬佐  | 同 遊佐町大字小松字砂子16  |
| 同        | 石黒 莊一郎 | 酒田市大字米島字宮ノ前14   |
| 監事       | 大場 久夫  | 同 大字宮内字六ツ新田41   |
| 同        | 佐藤 武   | 同 大字久保田字川東32.34 |
| 同        | 佐藤 晃一  | 同 大字庭田字西久祢添18   |

## 山形県告示第758号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、日向川土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成16年7月16日

山形県知事 高橋 和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所              |
|----------|-------|-----------------|
| 理事       | 池田 勝良 | 酒田市大字城輪字成田38    |
| 同        | 土門 康輝 | 同 大字新青渡字村立20    |
| 同        | 菅原 幸雄 | 同 大字上野曾根字下北割109 |
| 同        | 佐藤 三幸 | 同 大字手蔵田字小堤81    |
| 同        | 佐藤 義夫 | 飽海郡八幡町観音寺字町21   |

|     |           |                  |
|-----|-----------|------------------|
| 同   | 石 黒 荘 一 郎 | 酒田市大字米島字宮ノ前14    |
| 同   | 川 村 章 一   | 同 大字豊里字下西割23     |
| 同   | 那 須 博 義   | 飽海郡遊佐町大字豊岡字南三川17 |
| 同   | 加 藤 真 人   | 同 八幡町福山字貝ラケ11    |
| 監 事 | 大 場 久 夫   | 酒田市大字宮内字六ッ新田41   |
| 同   | 佐 藤 武     | 同 大字久保田字川東32.34  |
| 同   | 佐 藤 晃 一   | 同 大字庭田字西久祢添18    |

山形県告示第759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年7月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 池 田 長 一 | 酒田市大字穂積字上市神82 |

山形県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月16日から同年7月29日まで縦覧に供する。

平成16年7月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 藤島由良線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|---------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 鶴岡市大字文下字久保田135番3から<br>同 大字播磨字助郷187番まで | 旧    | 27.0メートル<br>と<br>6.2  | メートル<br>2,927 |
| 鶴岡市大字播磨字上堤131番から<br>同 字相生261番まで       |      | 25.0メートル<br>と<br>16.2 | メートル<br>255   |
| 鶴岡市大字文下字久保田135番3から<br>同 大字播磨字助郷187番まで | 新    | 27.0メートル<br>と<br>6.2  | メートル<br>2,927 |
| 鶴岡市大字播磨字上堤131番から<br>同 大字播磨字助郷187番まで   |      | 86.4メートル<br>と<br>16.2 | メートル<br>705   |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成15年度の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成16年 7月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 事業実績

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 加入都道府県市区町村会員数 | 1,236               |
| 加入戸数          | 874,336 戸           |
| 委託契約額         | 5,949,512,785,000 円 |
| 火災共済掛金        | 1,145,952,685 円     |
| 被災戸数          | 396 戸               |
| 火災共済給付金       | 398,251,427 円       |
| 復興建築助成戸数      | 205 戸               |
| 復興建築助成金       | 73,271,589 円        |
| 住宅防火施設整備補助会員数 | 66                  |
| 住宅防火施設整備補助金   | 27,655,400 円        |
| 住宅災害見舞戸数      | 823 戸               |
| 住宅災害見舞金       | 17,386,000 円        |

### 2 収支計算

#### (1) 収 入

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 火災共済掛金収入  | 1,145,952,685 円 |
| 建物管理の部収入  | 47,771,962 円    |
| その他の収入    | 385,036,758 円   |
| 当期収入合計(A) | 1,578,761,405 円 |
| 前期繰越収支差額  | 60,868,205 円    |
| 収入合計(B)   | 1,639,629,610 円 |

#### (2) 支 出

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 事業費               | 668,282,691 円   |
| 管理費               | 284,423,196 円   |
| 建物管理費             | 21,648,026 円    |
| 特定預金等支出           | 600,211,449 円   |
| 当期支出合計(C)         | 1,574,565,362 円 |
| 当期収支差額(A) - (C)   | 4,196,043 円     |
| 次期繰越収支差額(B) - (C) | 65,064,248 円    |

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する男子自衛官の平成17年3月入隊及び4月入隊にかかる募集を次のとおり行う。

平成16年 7月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 募集期間等

| 募 集 期 間                  | 試 験 期 日    | 試 験 の 概 要    | 試 験 場 の 位 置                                        | 試 験 場 の 名 称                                                              | 採用時期                  |
|--------------------------|------------|--------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 平成16年7月1日から<br>同年 9月8日まで | 平成16年9月16日 | 筆記試験<br>適性試験 | 山 形 市<br>米 沢 市<br>鶴 岡 市<br>酒 田 市<br>新 庄 市<br>東 根 市 | 山形大学(小白川キャンパス)<br>米沢西部公民館<br>鶴岡市勤労者会館<br>酒田市文化センター<br>新庄合同庁舎<br>東根市神町公民館 | 平成17年<br>3月又は<br>同年4月 |

|                                    |              |       |            |
|------------------------------------|--------------|-------|------------|
| 平成16年9月20日<br>から同月22日まで<br>の期間内の1日 | 口述試験<br>身体検査 | 東 根 市 | 陸上自衛隊神町駐屯地 |
|------------------------------------|--------------|-------|------------|

## 2 応募手続

応募しようとする者は、市役所、町村役場又は自衛隊山形地方連絡部において志願票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

## 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方連絡部(電話023(622)0711)、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課(電話023(630)2075)に問い合わせること。

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の2第1項の規定により、平成16年度介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成16年7月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 試験日時

平成16年10月24日(日) 午前10時から正午まで

## 2 試験場所

- (1) 山形市上柳260番地 県立保健医療大学
- (2) 山形市片谷地515番地 山形短期大学

## 3 試験科目

介護支援分野(介護保険制度の基盤知識、要介護認定等の基礎知識、居宅サービス計画及び施設サービス計画の基礎知識等)及び保健医療福祉サービス分野(保健医療サービスの知識等(基礎及び総合)及び福祉サービスの知識等)。ただし、次に掲げる者に対しては、それぞれ次に掲げる問題の解答を免除する。

- (1) 医師及び歯科医師 保健医療福祉サービス分野のうち保健医療サービスの知識等(基礎及び総合)
- (2) 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師及び栄養士(管理栄養士を含む。)保健医療福祉サービス分野のうち保健医療サービスの知識等(基礎)
- (3) 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士 保健医療福祉サービス分野のうち福祉サービスの知識等

## 4 対象者

3の(1)から(3)までに掲げる者、相談援助又は介護等に従事する者その他の医療又は福祉に従事する者で一定の実務経験を有する者(詳細については、別に定める平成16年度山形県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領(以下「実施要領」という。)に定める。)

## 5 受験手続

## (1) 受験申込書及び実施要領の請求

平成16年7月16日(金)から、健康福祉部長寿社会課介護保険推進室、各総合支庁保健福祉環境部福祉課、村山総合支庁保健福祉環境部西村山福祉課及び北村山福祉担当並びに置賜総合支庁保健福祉環境部西置賜福祉課で配付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、請求者の住所、氏名及び郵便番号を記し、200円分の切手をはった返信用封筒(角形2号封筒)を同封の上、(3)のあて先に請求すること。

## (2) 受験申込の受付期間等

イ 受付期間 平成16年7月20日(火)から同年8月12日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ハ 受付場所 健康福祉部長寿社会課介護保険推進室

ニ 郵送により提出する場合は、実施要領に定めるところによることとし、平成16年8月12日(木)までの消印のあるものに限り有効とする。

## (3) 郵送による受験申込書等の請求及び受験申込みのあて先

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部長寿社会課介護保険推進室

## 6 提出書類

- (1) 受験申込書
- (2) 実務経験証明書  
実施要領に定めるとおりとする。
- (3) 写真(縦4センチメートル、横3センチメートル) 2枚
- (4) その他知事が必要と認めるもの

#### 7 受験手数料

受験申込書に6,500円分の山形県収入証紙をちょう付し、納付すること。(消印をしないこと。)

#### 8 その他

実施要領その他詳細については、下記に問い合わせること。

健康福祉部長寿社会課介護保険推進室(電話023(630)2810)

村山総合支庁保健福祉環境部福祉課(電話023(621)8174)

最上総合支庁保健福祉環境部福祉課(電話0233(28)7736)

置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課(電話0238(26)6029)

庄内総合支庁保健福祉環境部福祉課(電話0235(66)2111)